

信用保証料助成金交付要綱

(原油価格高騰対策・激甚災害支援対策)

平成20年3月26日制定

令和7年3月18日最終改正

一般社団法人群馬県トラック協会

(目 的)

第1条 この要綱は、一般社団法人群馬県トラック協会（以下「協会」という。）の会員が群馬県の原油・原材料価格の変動、景況悪化に伴う資金繰り支援等を目的とした群馬県が定めるセーフティネット制度融資にかかる信用保証協会保証、国が定めるセーフティネット保証（中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第8号及び同条第6項「危機関連保証」）の認定を受けた融資にかかる信用保証協会保証、または国が定める「災害関係保証」（「激甚災害に対応するための特別の財政援助等に関する法律第12条に基づき指定された保証」）を受けた融資にかかる信用保証協会保証を得る場合、群馬県信用保証協会（以下「保証協会」という。）に支払った保証料の一部を助成することとし、会員の事業経営の円滑化を図るとともに経営安定に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 本要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めることによる。

- (1)「金融機関」とは、群馬県の原油・原材料価格の変動、景況悪化に伴う資金繰り支援等を目的としたセーフティネット制度融資を取り扱う金融機関、国が定めるセーフティネット保証の認定を受けた融資を取り扱う金融機関、または国が定める「災害関係保証」を受けた融資を取り扱う金融機関をいう。
- (2)「融資」とは、会員が前項で定める金融機関から受ける群馬県の原油・原材料価格の変動、景況悪化に伴う資金繰り支援等を目的としたセーフティネット制度融資、国の定めるセーフティネット保証融資、または国が定める「災害関係保証」融資をいう。
- (3)「保証料」とは、信用保証協会の定めるところにより算定され、会員から信用保証協会に支払われた信用保証料をいう。
- (4)「会員」とは、協会定款に定めるところの者をいう。

(事業期間)

第3条 本要綱に定める助成事業は、令和7年4月1日から令和8年2月28日までの保証料の支払いに対する事業とする。

(助成金の金額)

第4条 助成金額は、会員が金融機関から融資を受けるために、保証協会の保証を受けるために支払った保証料の2分の1の額とする。

ただし、その額が20万円を超えるときは、20万円を限度とし、令和6年2月29日までは、20万円に達するまで再助成を受けることができる。

(助成金の交付申請)

第5条 会員は、保証協会に保証料の支払いを行った場合には、当該保証料の2分の1の額（その額が20万円を超えるときは、20万円）を協会に助成金の交付申請をすることができる。

(2)前項の申請は、別紙様式の「信用保証協会保証料助成申請書」により行うものとする。その際、保証協会発行の「信用保証決定のお知らせ（お客様用）」若しくは「保証条件変更決定のお知らせ（お客様用）」、「セーフティネット保証にかかる認定書」（セーフティネット保証の場合）の写し及び協会並びに保証協会宛の同意書を添付しなければならない。

なお、同意書とは、会員が支払った保証料が信用保証料助成金交付要綱（原油価格高騰対策・激甚災害支援対策）で定める保証に該当するかの判定及び信用保証料納付状況を確認するため、協会と保証協会間の情報提供を同意する書面をいう。

(3)助成金の交付申請は、随時行うことができる。

ただし、最終申請期限は、令和8年3月4日（水）とする。

(助成金の交付)

第6条 協会は、前条による助成金の交付申請があった場合には、その内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金額を確定して、会員に交付するものとする。

(助成金の返納)

第7条 当該助成金の交付を受けた会員は、融資を受けなかった場合、或は融資の繰上償還を行った場合等で保証協会から保証料の返還を受けた場合には、その日から14日以内に協会にその旨を申告し、返還額に相当する助成金の返納を行わなければならない。

(2)協会は、会員の交付申請が正常なものでないことが判明した場合には、助成金の返納を求めるものとする。

(報告の義務)

第8条 助成金の交付を受ける会員は、協会が必要と認めた場合には、所要の報告を行わなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めのあるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるところによる。

(付 則)

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、同日以降の保証料支払い分から適用する。

令和 年 月 日

(一社)群馬県トラック協会
会 長 殿

住 所
企業名
代表者 ㊟

信用保証協会保証料助成申請書

当社（私）は、信用保証協会の保証により融資を受けましたが、保証に伴う保証料の2分の1の額（上限額10万円）について貴協会の助成を受けたく関係書類を添えて下記の通り申請します。

なお、都合により保証料の還付を受けた場合には、速やかに助成金の還付をいたします。

また、公的機関から助成がある場合には、その額を差引いた金額を申請します。

申請額 金 円

1. 申請明細

項 目	記 入 欄	備 考
保証金額(借入の金額)	円	
借入金使途	運 転 ・ 設 備	当該する方○で囲む
保証料率	%	
借入金融機関		支店名まで記入
借入日	年 月 日	
保証料総額	円	
(注) 申 請 額	円	保証料総額×1/2の額、 又は10万円以内

- (注) ①保証料総額の2分の1の額、又は10万円以内、円未満切り捨て。
②1回の申請額が10万円を超える場合は、限度額の10万円を記入。
③本申請該当額と既助成額を加算した額が10万円超となる場合には、10万円から既助成額を差し引いた額を申請額とする。
その場合、備考欄に「再申請」と明記のこと。
④原油価格高騰対策・激甚災害支援対策として申請する場合は、申請書記載の10万円全てを20万円と読み替えるものとする。

2. 申請額の振込先

①振込先金融機関	②口座名	③口座番号
店		普 通 ・ 当 座 No.

- ①振込先金融機関……〇〇銀行〇〇支店と、支店名まで明記。
②口座名 ……申請者と同一、住所・法人名・代表者を明記。
③口座番号 ……該当預金口座を○で囲む。口座No. を正確に記入。

同意書

一般社団法人群馬県トラック協会長 殿

私は、一般社団法人群馬県トラック協会 信用保証料助成金交付要綱第 5 条第 2 項並びに信用保証料助成金交付要綱（原油価格高騰対策・激甚災害支援対策）第 5 条第 2 項に基づきこの書面を提出し、もって、一般社団法人群馬県トラック協会と群馬県信用保証協会間の情報提供に同意します。

なお、提供される情報については、一般社団法人群馬県トラック協会及び群馬県信用保証協会の業務遂行に必要なものいたします。

令和 年 月 日

住所

会社名

代表者

印

当協会は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に基づき、個人情報を利用目的に必要な範囲内で利用いたします。

なお、お預かりしました個人情報については、当該利用目的以外で利用いたしません。

一般社団法人群馬県トラック協会

個人情報提供に関する同意書

令和 年 月 日

群馬県信用保証協会 行

住所

氏 名

印

※法人ではなく個人名にて署名捺印願います。

私は、一般社団法人群馬県トラック協会（以下　トラック協会という）が行う信用保証料助成金交付事業の利用申請をするにあたり、群馬県信用保証協会が保有する以下に掲げる私に関する個人情報、保証利用状況及び信用保証料納付状況の確認のため、トラック協会に対して提供されることについて同意いたします。

＜提供される個人情報＞

- ①氏名・住所・連絡先等、属性に関する情報
- ②保証利用状況に関する情報（完済分のもを含む）
- ③信用保証料納付に関する情報

(平成 20 年 4 月)